

第 1 3 4 号議案

足立区と北区の重複認定道路における管理協定の締結について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区と北区の重複認定道路における管理協定の締結について
道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、
重複認定道路の管理の方法について下記のとおり北区と協議する。

記

1 協議する道路(以下「道路」という。)の区域は次のとおりとする。

起 点 終 点	幅員・延長等
北区豊島五丁目 1 9 5 1 番 2 先から 北区豊島五丁目 1 9 5 1 番 2 先まで	別紙略図 のとおり

2 道路の維持管理は、車道路面部及び道路付属物(照明設備は除く。)に
係る作業を北区が行い、トンネル本体(ボックスカルバート)、擁壁に
係る作業(軽微な補修等)及び照明設備に係る作業を足立区が行う。

3 道路の管理に関する費用は、前項に基づき、それぞれの区の負担とする。

4 道路の管理に伴う収入(占用料等)は、北区の収入とする。

5 第 2 項に規定する管理区分以外の改修等を行う場合は、その方法及び
費用負担について、足立区と北区が協議して定める。

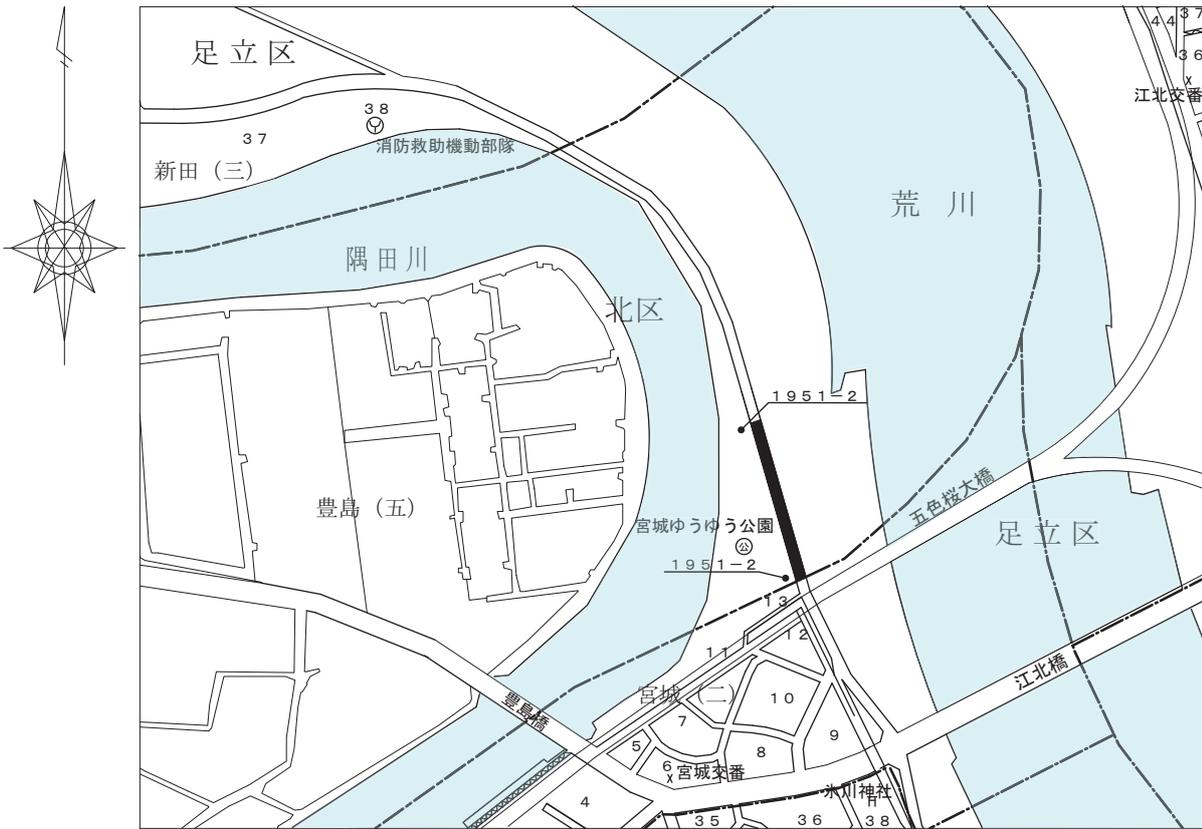
6 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、足立区と北区
が協議して定める。

(提案理由)

当該道路の管理の方法について北区と協議する必要があるので、この

案を提出いたします。

北区豊島五丁目地内略図



凡 例

- | | | | |
|-------|---------|-----|----------|
| —〈・〉— | 都 県 境 | ——— | 特別区道路線 |
| —・・— | 区 界 | ■ | 管理協定締結路線 |
| —・— | 町 丁 目 境 | | |
| ==== | 国 道 路 線 | | |
| ==== | 都 道 路 線 | | |

幅員 11.14 ~ 11.75 m

延長 174.66 m

面積 2,014.80 m²